別表一3の項中「次の各号に掲げる船舶に」を「第一号イからヘまでに掲げる用途及び大きさの船舶に」に改め、「用途及び船舶の大きさの」を削り、同項各号を次のように改める。

一　平成二十九年四月一日以後に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあっては、平成二十九年十月一日以後に建造に着手されたもの）　次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値

イ　指標基準省令第一条第一項に規定するロールオン・ロールオフ旅客船（以下「ロールオン・ロールオフ旅客船」という。）（次に掲げるものに限る。）　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1)　Dwが一千トン以上のもの　$676.944Dw^{-0.381}$

(2)　Dwが二百五十トン以上一千トン未満のもの

$$752.16Dw^{-0.381}\ (0.95-0.05\frac{Dw-250}{750})$$

ロ　指標基準省令第一条第二項に規定するクルーズ旅客船（次に掲げるもので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）第一条の二十三第二項各号に規定する推進機関（以下この項において「推進機関」という。）を有するものに限る。）（以下「クルーズ旅客船」という。）　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1)　総トン数（以下この表において「Gt」という。）が八万五千トン以上のもの　$153.756Gt^{-0.214}$

(2)　Gtが二万五千トン以上八万五千トン未満のもの

$$170.84Gt^{-0.214}\ (0.95-0.05\frac{Gt-25,000}{60,000})$$

ハ　指標基準省令第一条第五項に規定する液化天然ガス運搬船（以下「液化天然ガス運搬船」という。）（Dwが一万トン以上のもので、推進機関を有するものに限る。）　$1,915.645Dw^{-0.474}$

ニ　指標基準省令第一条第十項に規定するロールオン・ロールオフ貨物船（以下「ロールオン・ロールオフ貨物船」という。）（次に掲げるものに限り、同条第十一項に規定する自動車運搬船（以下「自動車運搬船」という。）に該当するものを除く。）　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1)　Dwが二千トン以上のもの　$1,264.635Dw^{-0.498}$

(2)　Dwが一千トン以上二千トン未満のもの

$$1,405.15Dw^{-0.498}\ (0.95-0.05\frac{Dw-1,000}{1,000})$$

ホ　自動車運搬船（Dwが一万トン以上のもので、DwをGtで除した値が〇・三未満であるものに限る。）

$$702.324Dw^{-0.471}\left(\frac{Dw}{Gt}\right)^{-0.7}$$

ヘ　自動車運搬船（Dwが一万トン以上のものに限り、ホに掲げるものを除く。）　$1,631.367Dw^{-0.471}$

二　前号に掲げる船舶以外の船舶　次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値

イ　ロールオン・ロールオフ旅客船（次に掲げるものに限る。）　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1)　Dwが一千トン以上のもの　$699.5088Dw^{-0.381}$

(2)　Dwが二百五十トン以上一千トン未満のもの

$$752.16Dw^{-0.381}\ (0.98-0.05\frac{Dw-250}{750})$$

ロ　クルーズ旅客船（次に掲げるもので、推進機関を有するものに限る。）　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1)　Gtが八万五千トン以上のもの　$158.8812Gt^{-0.214}$

(2)　Gtが二万五千トン以上八万五千トン未満のもの

$$170.84Gt^{-0.214}\ (0.98-0.05\frac{Gt-25,000}{60,000})$$

ハ　液化天然ガス運搬船（Dwが一万トン以上のもので、推進機関を有するものに限る。）　$1,983.256Dw^{-0.474}$

ニ　ロールオン・ロールオフ貨物船（次に掲げるものに限り、自動車運搬船に該当するものを除く。）　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1)　Dwが二千トン以上のもの　$1,306.7895Dw^{-0.498}$

(2)　Dwが一千トン以上二千トン未満のもの

$$1,405.15Dw^{-0.498}\ (0.98-0.05\frac{Dw-1,000}{1,000})$$

ホ　自動車運搬船（Dwが一万トン以上のもので、DwをGtで除した値が〇・三未満であるものに限る。）

$$725.7348Dw^{-0.471}\left(\frac{Dw}{Gt}\right)^{-0.7}$$

ヘ　自動車運搬船（Dwが一万トン以上のものに限り、ホに掲げるものを除く。）　$1,685.7459Dw^{-0.471}$

別表二1の項各号列記以外の部分中「第六号」を「第七号」に、「第七号」を「第八号」に、「第八号」を「第九号」に、「第十号」を「第十一号」に改め、同項第三号リを削り、同項中第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七　バルバスバウ又はバルブレス船首船型

別表二2の項各号列記以外の部分中「第三号」を「第四号」に、「第四号」を「第五号」に、「第六号」を「第七号」に、「第七号」を「第八号」に、「第八号」を「第九号」に改め、同項第二号中「第六号」を「第七号」に改め、同項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　熱効率改良装置（排気ガスエコノマイザー、軸発電機装置又は冷却清水熱利用装置に限る。）

別表三電気推進船に準ずる環境性能を有する船舶の項中「次に掲げる装置、機器及び船型の全てを有している」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項各号を次のように改める。

一　次に掲げる装置、機器及び船型の全てを有しているもの

イ　熱効率改良装置（排気ガスエコノマイザー、軸発電機装置又は冷却清水熱利用装置に限る。）

ロ　推進効率改良型舵（整流板付舵、フラップ付舵又はシリング舵に限る。）